

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置付けており、その実現のために、コーポレート・ガバナンス体制の充実が不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンス体制の充実に向けて、経営環境の変化にも迅速に対応できる組織体制を構築し、上場企業として公正かつ透明性をもって経営にあたるという姿勢を貫き、企業の社会的責任及び企業倫理の確立に向けた社内体制の整備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-4】

当社は、書面による議決権行使を採用していますが、現状において議決権行使に大きな支障は無いものと考えているため、電子行使制度は採用していません。また、株主総会招集ご通知の英訳につきましては、現状では外国人株主の議決権行使状況に問題は無いと認識しており、要求もないことから実施していません。今後につきましては、必要に応じて見直してまいります。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しております。

保有の適否は保有意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的に精査の上判断し、継続保有に該当しないと判断に至る場合は、適宜市場動向を見ながら売却いたします。

また、議決権行使は上記の方針のもと議案の内容を精査した上で行使しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(3) 当社の役員の報酬は取締役については基本報酬と賞与、監査等委員については基本報酬により構成されております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額、及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議されたそれぞれの範囲内で以下のように決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬については、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の向上に対する動機づけに配慮した体系とし、合計額は監査等委員に意見を求めた後、取締役会の決議により決定し、その個々の報酬については、取締役会が代表取締役に一任して、決定しております。監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の賞与については、企業の営業活動の成果を反映する営業利益率や経営環境等を総合的に勘案したものであります。株主総会で決議された報酬総額の範囲内であらかじめ取締役会で決議されたルールにより個々の配分を決定しております。

また、株主との価値共有を進めることを目的とした対象取締役に対する譲渡制限付株式による報酬制度を導入するなど、当社にとって最適な報酬の設計について継続的に検討していく方針であります。

(5) 取締役候補者の個々の選任・指名については、それぞれの選任理由を、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

また、解任が行われた際の理由等につきましては、自社のWEBサイトなどで開示することを検討してまいります。

【補充原則 4-1-2】

当社は、現状、単年度の数値目標のみを開示しております。中期経営計画については、競合他社がこの根拠を知ることで当社の市場競争力が低下する恐れがあると考え対外公表はしていませんが、社内での経営目標として策定しております。

目標に対する実績分析は定期的の実施し、次期計画に反映しております。

【補充原則 4-1-3】

当社は、最高経営責任者(CEO)の後継者計画書として書面はありませんが、後継者の育成は、当社が持続的な成長と企業価値の向上を図るための重要な経営課題と認識しており、取締役会は、後継者の育成状況につきまして適切に監督してまいります。

【補充原則 4-2-1】

株主との価値共有を進めることを目的とした対象取締役に対する譲渡制限付株式による報酬制度を導入するなど、当社にとって最適な報酬の設計について継続的に検討していく方針であります。

【補充原則 4-3-3】

現時点において、当社は最高経営責任者(CEO)を選任するための具体的な基準に基づく手続を定めておりません。

監査等委員である社外取締役が出席する取締役会において、その業績等の適切な評価を踏まえ総合的に判断してまいります。更に、客観性・適時性・透明性の向上のために、引き続き適切なプロセスの確立に努めてまいります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則 4-10-1】

当社は、2019年6月開催の定時株主総会終結をもって、監査等委員会設置会社に移行し、独立性のある社外取締役3名を設置しております。任意の諮問機関としての委員会は設置しておりませんが、現時点では独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、独立性・客観性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の多様性を確保し、多様な意見を経営に取り入れることが、取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化につながると認識しております。そのうえで、取締役候補者の決定の過程においては、性別や国籍を問わず、その役割・責務を実効的に果たし当社の企業価値向上に貢献できる人物を指名しています。

現在の取締役は全員が男性ですが、中長期的には女性の管理職比率を上昇させることを目標として、その為の環境整備や育成の取組みを進めてまいります。

【補充原則 4-11-3】

当社は、各取締役から当該事業年度の取締役会の審議内容、構成や運営等に関する評価・意見を集約し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を取締役会において確認することを通じて、当社取締役会の運営の改善に活用してまいります。取締役会全体の実効性について、定期的に分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現状、単年度の数値目標のみを開示しております。中期経営計画については、競合他社がこの根拠を知ることで当社の市場競争力が低下する恐れがあると考え、対外公表はしておりませんが、社内での経営目標として策定しております。

当社では、電子部品業界のみならず材料特性を活かした差別化製品による新たな分野への展開に向けて、製販一体となった利益獲得体制を確立してまいります。

また、経営資源の配分等については、今後の企業価値の向上に向けた設備投資などに充填配分するとともに資本コストを把握したうえで、施策に関する株主への説明方法等を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引については当社及び株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件の相当性について取締役会規程に基づく取締役会による審議・承認を要する手続としております。また、当社役員については関連当事者間取引の有無の確認を毎期実施し、監視体制を整えております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には企業年金基金制度はありませんが、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金制度を導入しており、従業員に対して、制度や資産運用などの教育研修を毎年実施しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社は、「会社の発展、社員の幸福、株主の満足感は三位一体である」の基本理念に基づき、「材料技術のMARUWA」、「品質至上主義」を貫くことで、お客様のニーズに応えられる企業、社会に役立つ企業として経営を目指しております。

当社のもつ材料技術や製造技術により、差別化製品や新事業の自社創出を、中長期的な成長戦略の一手段と位置付けております。

(2) 本報告書の、「1.基本的な考え方」に、掲載しております。

(4) 取締役については、その経験や見識、今後の戦略的な経営に積極的な関与、専門性などを総合的に判断して選定することとしております。

経営陣幹部の解任に当たっては、客観性及び透明性を高めるため、監査等委員会の助言・提言を踏まえ、役員任務遂行が困難な事情が生じた場合、取締役会により総合的に判断した上で、解任することとしております。

また、社外取締役については、出身分野の専門的な知識・経験等を活かし、独立した立場から経営全般を監視できる人材を選定することとしております。

【補充原則 4-1-1】

当社は、法令及び定款上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、ならびに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について、取締役会において決定しております。取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づき、業務執行に関する決定を当社経営陣に委任しており、その内容は職務権限規程等の社内規程において明確に定めております。

【補充原則 4-11-1】

当社の取締役会は、当社の経営、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な知識・経験・課題に精通した取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名と、幅広い経験と専門的な見識を持つ監査等委員である取締役3名の合計7名で構成しており、取締役会の役割・責務を実行的に果たすことができる構成であると考えております。

【補充原則 4-11-2】

当社は、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において、略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）にて状況を開示しております。

【補充原則 4-14-2】

当社は、社外を含む取締役には、その求められる役割と責務を全うできる者を選任し、特に新任取締役に対しては必要に応じた会社の事業内容や組織、沿革、業績について説明を行っております。就任後は、各事業所における勉強会や会議等への出席を通して、更に踏み込んだ事業内容・状況、市場環境等の理解を深めているだけでなく、事業責任者や社員との対話の機会を設け、それぞれに期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう努めております。

また、就任したすべての取締役に対して、その役割と責務をより一層深く理解するため、第三者機関主催セミナー等へ参加する機会を設けております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話に向けて、透明性の高い情報開示、対話の機会の設定、そして良好な関係の構築を目指したIR活動を実施しております。

当社のIR活動は、担当役員が統括するIR部門が担当しております。株主との建設的な対話に努め、株主総会、個別面談、スモールミーティング、電話会議等を通じて得られた意見等については、必要に応じて経営陣にフィードバックし課題認識を共有するとともに、企業価値の向上に反映させております。

また、株主等との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。

情報開示等については、当社ホームページ（<https://www.maruwa-g.com/ir/policy.html>）に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社神戸アート	3,591,920	29.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,551,500	12.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	899,300	7.29
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	520,000	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	433,100	3.51
神戸 誠	300,000	2.43
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	212,400	1.72
GOVERNMENT OF NORWAY	209,557	1.69
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	208,900	1.69
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	176,300	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社神戸アート
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2020年3月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント(株)が2020年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友DSアセットマネジメント(株)	872,700	7.05

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
光岡 正彦	他の会社の出身者													
松本 茂裕	他の会社の出身者													
加藤 晶英	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
光岡 正彦				光岡正彦氏は、公認会計士・税理士における長年の実務経験と企業会計に関する幅広い見識を有していることから監査等委員である取締役に選任しております。また、上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
松本 茂裕				松本茂裕氏は、税理士としての長年の実務経験と税務に関する幅広い見識を有していることから監査等委員である取締役に選任しております。また、上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

加藤 晶英				加藤晶英氏は、特定社会保険労務士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから監査等委員である社外取締役を選任しております。また、上記a~lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
-------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の補助として内部監査室所属の従業員が事務局としての役割を担い、監査等委員会は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。

内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査等委員である取締役と会計監査人は、定期的に会合を持つほか、その都度必要に応じ当社及び子会社の監査情報の交換を行っております。また、内部監査室と監査等委員会についても随時意見交換を行い、監査等委員会から業務の補助を求められたときにはそれを実施するなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員(社外取締役3名)を、すべて独立役員に指定しております。

また、証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、独立性確保の観点から、在任期間について10年を超えて重任しないことを定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

(譲渡制限付株式報酬)

当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入しております。2017年6月22日開催の第44期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬(譲渡制限付株式)を年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年3月期における取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名(監査等委員及び社外取締役を除く)	157,576千円
監査役	1名(社外監査役を除く)	2,877千円
社外役員	5名	5,170千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬については、その役割と責務に相応しい水準となるよう、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機づけに配慮した体系とし、合計額は監査等委員に意見を求めた後、取締役会の決議により決定し、その個々の報酬については、取締役会が代表取締役に一任して、決定しております。また、監査等委員である取締役については株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

賞与については、企業の営業活動の成果を反映する営業利益率や経営環境等を総合的に勘案したものであります。株主総会で決議された報酬総額の範囲内であらかじめ取締役会で決議されたルールにより個々の配分を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。

内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査等委員会設置会社のガバナンス体制を採用しており、取締役会、監査等委員会及び経営責任者直轄の内部監査室によって体制を構築しております。

複数の監査等委員である社外取締役に、取締役会の議決権が付与されることにより、監査及び監督機能の強化が図られ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と強化を実現することができ、当社の企業価値の継続的な向上に資するものと判断しております。

各機関の具体的な内容は以下のとおりであります。

取締役会

当社の取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役4名(このうち社外取締役は0名)と、監査等委員である取締役3名(うち3名全員が社外取締役)の合計7名で構成しております。取締役会においては、経営方針等の重要事項を審議のうえ決定するとともに、業務執行内容を相互に監督する機能を有しております。取締役会は、毎月1回開催の定例取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であるため、監査等委員会を設置しております。

監査等委員会は3名の社外取締役に、取締役の業務執行に関する意思決定の適合性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選任・解任の要否について検討しております。

内部監査室

当社は、内部監査室を設置し1名の専任者にて定期的な監査を行っております。業務執行の適合性及び経営の妥当性、効率性等の監査を行うとともに、業務改善の提言を行い、内部統制の確立を図っております。監査等委員会の指示に従い、その職務の補助をする事務局としての役割も担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におけるガバナンス体制に対する現状は、上記2.に記載のとおりとなっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では株主様の出席を促すため、例年第一集中日を回避して株主総会を実施しており、2020年は6月25日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報において、情報開示方針、決算短信、有価証券報告書及び適時開示書類等を掲載しております。 当社 IR情報ページURL: https://www.maruwa-g.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任の部門を設置し、株主及び投資家の皆様への説明責任の確保に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「会社の発展、社員の幸福、株主の満足感は三位一体である」の基本理念に基づき、バランスの取れた経営と倫理規範に規定した、ステークホルダーの立場の尊重を信条としています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	各工場におけるISO14000取得、CO2削減やゼロ・エミッションを目指した活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて、情報開示方針を開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの業務運営、品質、環境、災害、コンプライアンス等に係るリスクについては、リスク管理委員会が統括管理する。同委員会の指導の下、各部署において規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスクの管理低減に努める。リスク管理の状況については取締役会への報告事項とし、リスク管理担当取締役がリスク管理委員長となり、全社リスク管理の統括責任を負う。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び業務分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、事業部門からの月次報告を受け、取締役会は内容の分析・対応策の指示など目標達成の確度を高めるための施策を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
5. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
7. 当社グループの取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び従業員は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、月次の経営状況として重要な事項及び経営会議で決議された事項等を速やかに報告する。
なお、当社は、監査等委員会に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は「監査等委員会監査等基準」に則って監査を行うことにより監査の実効性を確保する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について費用の前払請求をしたときは、監査等委員会の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

整備の状況

当社の内部統制環境につきましては、企業倫理規範を遵守することを前提条件とし、各部門ごとに相互チェックを基本とした業務フローを元にした体制を整備しております。

なお、当社の企業倫理規範は次のとおりであります。

企業倫理規範

1. 社訓の精神のもと、組織・個人において誠実に行動し、総合力を発揮する。
2. 法令その他の社会的規範を遵守し、高い倫理観をもって企業活動を行う。
3. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否する。
4. 社員の人格・個性を尊重し、安全な職場環境の維持に努める。
5. 公正な情報開示につとめ、透明性の高い経営に徹する。
6. ステークホルダー(利害関係人)の権利を尊重する。
7. 地球環境への配慮を重点項目とし、社会的な責任を果たす。
8. 良き企業市民として地域社会へ貢献する。
9. 本規範を尊重して企業活動に取り組むとともに、万が一、本規範に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努める。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社でも上記の内部統制システムやリスク管理体制等を運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で挑み、一切の関係を遮断します。

また、MARUWAグループ コンプライアンス・マニュアルで示し、周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

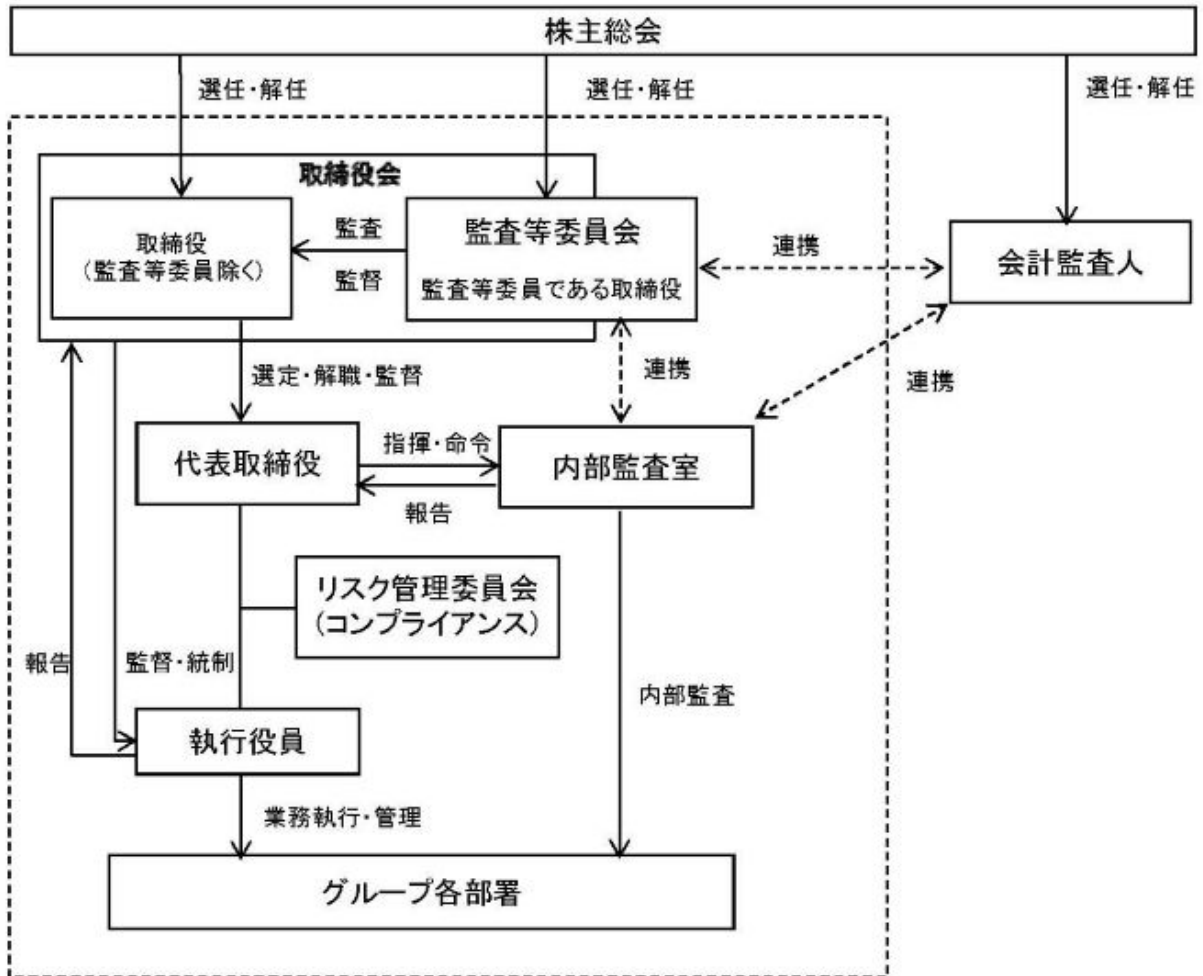
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制(監査等委員会設置会社)



【適時開示体制の概要】

